

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	心身障害者福祉手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、心身障害者福祉手当の支給決定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	心身障害者福祉手当の支給に関する事務
②事務の概要	心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とし、厚木市心身障害者福祉手当支給条例(昭和48年3月31日条例第11号。以下「心身障害者福祉手当支給条例」という。)に基づき、手当の支給を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 1 心身障害者福祉手当支給条例第5条の心身障害者福祉手当の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 心身障害者福祉手当支給条例第7条の手当の返還に関する事務 3 心身障害者福祉手当支給条例施行規則第4条の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 4 心身障害者福祉手当支給条例施行規則第5条の現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 心身障害者福祉手当支給条例施行規則第7条の資格の喪失に関する事務
③システムの名称	心身障害者福祉手当システム 中間サーバーシステム 電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以下「番号法」という。)第9条第2項 2 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 別表 9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 別表 9の項 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第3条第9項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号(第二庁舎1階) 電話番号: 046-225-2221

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	※システム構築に伴い名称未定	心身障害者福祉手当システム 中間サーバーシステム 電子申請システム	事前	電子申請導入に伴う追加
令和5年3月1日	IIしきい値判断項目 1.対象者人数 2.取扱者数	1万人以上10万人未満 500人未満 令和3年9月1日時点	1,000人以上1万人未満 500人以上 令和4年9月1日時点	事後	